最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

借地非訟事件手続規則及び鑑定委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

最高裁判所

借地非訟事件手続規則及び鑑定委員規則の一部を改正する規則

（借地非訟事件手続規則の一部改正）

第一条　借地非訟事件手続規則（昭和四十二年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事件」の下に「並びに大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事件及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第三項に規定する事件」を加える。

本則に次の一条を加える。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の規定による事件の手続への準用）

第二十四条　第二条から前条まで（第十条第二項を除く。）の規定は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事件及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第三項に規定する事件の手続について準用する。この場合において、第十二条第一項中「法第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は法第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「法第十九条第七項において準用する同条第三項又は法第二十条第五項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第四項において準用する同条第二項において準用する法第十九条第三項」と、第十七条第二項中「法第十七条第三項、第十八条第一項後段、第十九条第一項後段（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項後段（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十条及び第二十一条第二項中「法第十九条第五項（同条第七項及び法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第五項」と読み替えるものとする。

（鑑定委員規則の一部改正）

第二条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第十九条第二項（接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）第二十条において準用する場合を含む。）」を「（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）第二十条において準用する大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第十九条第二項」に改める。

附　則

この規則は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○農林水産省令第五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第十二号中「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふらいかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十九号を第三十号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十一号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　平峯　正巳　東京都杉並区西荻北五丁目三番六号

○金融庁告示第四十二号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　浅井　勇介　東京都文京区本駒込二丁目七番十一号

○外務省告示第二百六十七号

平成二十五年七月十八日にハノイで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ファム・ヴー・ルアン教育訓練大臣

平成二十五年七月三十一日

外務大臣　岸田　文雄